

# 全国福祉事務所における在日外国人妊産婦および児童の実態調査

## —外国人相談ケースの対応状況—

李 節子\* 日暮 眞<sup>2\*</sup>

全国福祉事務所562カ所における、外国人児童および妊産婦への対応の実態調査および、外国人相談件数(1988年から92年)の集計によって以下の事が、明らかとなった。

1. 回答福祉事務所の約半数が、外国人児童および妊産婦から相談を受けたことがあり、約6割の福祉事務所が、その対応やことばの問題で困ったことがあると回答していた。

2. 郡部と市部を比較すると、市部の福祉事務所に外国人相談ケースの割合が高く、管内外国人登録者が増えるにつれ、外国人相談ケースの割合が高くなっていた。政令指定都市地域の福祉事務所では、約9割が相談を受けたことがあった。

3. 福祉事務所における、外国語に対応できる職員は全体の約3割、外国語の案内書があるのは1割にみたなかった。外国語に対応できる職員の言語は、英語が大半を占めていた。言葉の通じない外国人来談者に対して、通訳者を依頼できる福祉事務所は、約3割であった。

4. 外国人児童および妊産婦相談ケースの国籍(出身地)は、全地域に及んでいたが、南米およびアジアからの相談ケースが関東、中部地方に急増していた。在留資格では、「日本人の配偶者等」の在留資格を持つ、妊産婦が急増していた。児童の年齢は乳幼児が大半を占めていた。

5. 「児童福祉法」「母子保健法」に関する制度の適用件数が急増していた。

**Key words** : 在日外国人, 児童, 妊産婦, 福祉事務所

## I 緒 言

この数年、東南アジア、南米から「ニューカマー」とよばれる従来になかった新しいタイプの在日外国人が急増し<sup>1)</sup>、医療・保健・福祉の現場でみられる機会も多くなっている。国際結婚は約30組に1組となり、父・母が外国人の出生児数も急増している<sup>2)</sup>。しかし、急激な国際化に、行政の現状は十分対応しうるものとはなっておらず<sup>3~5)</sup>。母子保健・医療・福祉の改善、充実が重要な課題となっている<sup>6~8)</sup>。特に、「ニューカマー」の乳児死亡率、妊産婦死亡率、死産率は、日本人の約2倍となっており、母子保健上のハイリスクグループとなっている<sup>9)</sup>。これらの健康水準の改善には、医療面のみならず生活・社会環境の改善、福祉面での援助が必要不可欠である。これまで、いくつかの研究によって、医療機関、保健所におけ

る在日外国人母子に関する実態調査は行われているが、福祉事務所における調査はほとんど行われていない<sup>10)</sup>。地域社会において生活の破綻をきたした者にとって、福祉事務所を通じた援助は、生活の維持、改善に重要な存在となっている。

そこで、本研究は、全国の福祉事務所を対象とし、在日外国人児童および妊産婦の保健・福祉の実態を把握するとともに、今後の課題を検討するための基礎資料の作成、問題点を検討することを目的とした。

## II 研究対象および方法

### 1. 調査対象と方法

調査対象は、全国福祉事務所便覧<sup>91)</sup>(厚生省社会局庶務課監修)最新版<sup>11)</sup>をもとに、支所および出張所を含む、全国すべての福祉事務所1,220カ所を対象とした。調査は調査票を用い郵送調査法により行った。

### 2. 調査内容

調査票は次の2つの目的により作成した。①アンケート形式により、調査時点での福祉事務所における外国人の対応実態を把握する。②過去5年

\* 東京女子医科大学看護短期大学

<sup>2\*</sup> 東京家政大学家政学部児童学科

連絡先: 〒171 東京都新宿区河田町 8-1

東京女子医科大学看護短期大学 李 節子

間（1988年から92年）における外国人相談件数の集計である。①については、福祉事務所管内人口、外国人登録者数、外国人児童および妊産婦について、相談ケースの有無、その対応方法、外国語に対応できる職員の有無、外国語案内の有無、②については、過去 5 年間ににおける相談件数の実数、妊産婦および児童の国籍（出身地）、在留資格、児童の年齢、相談内容、適用した制度の内容それぞれについて、こちらで作成した調査票への記入を求めた。

3. 調査の実施状況

調査表は93年 8 月中旬に、福祉事務所長あてに送付した。93年10月下旬までに562通の記入済み調査票、無記名 6 通が返送された。調査票は一つでも回答のあったものを有効回答とし、調査分析の対象とした。その結果、本調査の有効回答率は46.1%であった。回収された調査票の結果については、記入された数値すべてを、各項目別に集計を行った。集計結果については、地域別分布の特徴、年次推移を中心に検討した。

Ⅲ 調査結果

1. 分析対象とした福祉事務所

1) 回収率と地域分布

調査票の回答は全国地域からよせられた。都道府県別の有効回答率では、顕著な地域差がみられた。回答率が最も高かったのは香川県90%、低かったのは奈良県21.4%であった。全国的にみると地域別に大きな偏りはなかった。設置母体別の回収率では、郡部53.1%、市部43.0%であった。

2) 分析対象福祉事務所における管内人口

分析対象福祉事務所（以下単に福祉事務所という）562カ所の管内人口総数は60,212,603人、平均人口107,140人、最小2,694人、最大603,318人であった。そのうち、管内外国人登録者を把握している福祉事務所は374カ所（66.5%）であった。管内外国人登録者総数は398,774人、平均人口1,066人、最小3人、最大12,569人であった。市部の管内外国人登録者数の平均は1,191人、郡部は271人であった。

3) 外国人児童および妊産婦の相談ケースの有無（表 1）

外国人児童および妊産婦の相談をうけたことが「あり」と答えた福祉事務所は306カ所、54.7%で

あった。外国人相談「あり」と答えたのは関東地方72.8%が最も多く、次いで近畿地方65.9%、中部地方57.6%であった。都道府県別では「あり」の割合が高いのは埼玉（87.0%）、大阪（84.6%）、滋賀（83.3%）、福井（80.0%）などであり、低いのは鳥取、熊本、大分、長崎、石川、岩手（いずれも20%未満）などであった。政令指定都市では相談「あり」が85.4%であった。市部では相談「あり」が74.2%であったが、郡部では19.2%で、有意（ $p<0.001$ ）に市部に外国人相談「あり」が高かった。

4) 管内外国人登録者数と外国人相談の有無（図 1）

管内外国人登録者数と外国人相談の有無では、管内外国人登録者数が100人未満の福祉事務所では、外国人相談「なし」と「あり」が約 7 : 3 の割合で外国人相談「なし」の方が多かった。100～499人規模では外国人相談「あり」63.1%、外国人相談「なし」36.9%と逆転し、それ以上では、外国人登録者数が大きくなるにつれて外国人相談「あり」の割合が多くなっていた。

2. 福祉事務所における外国人児童および妊産婦への対応

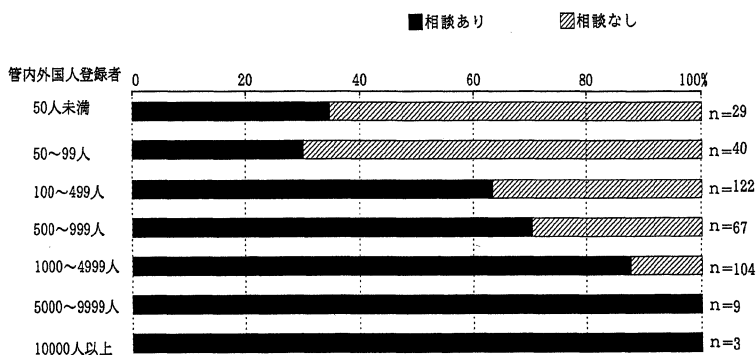
1) 外国人相談ケースの対応、外国語に対応できる職員、外国語案内書

外国人児童および妊産婦の相談ケースのあった福祉事務所の内、「その対応について困ったことがありますか」の質問に対して58.5%が「あり」と答えていた。「ことばの問題で困ったことがありますか」の質問に対して60.1%が「あり」と答えていた。「外国語に対応できる職員はいますか」

表 1 地域別外国人相談ケース「あり」の割合

| 地域別 | 回答福祉事務所数 | 相談あり (%)   |
|-----|----------|------------|
| 全 国 | 559      | 306 (54.7) |
| 北海道 | 24       | 12 (50.0)  |
| 東 北 | 71       | 28 (39.4)  |
| 関 東 | 125      | 91 (72.8)  |
| 中 部 | 99       | 57 (57.6)  |
| 近 畿 | 82       | 54 (65.9)  |
| 中 国 | 43       | 23 (53.5)  |
| 四 国 | 31       | 11 (35.5)  |
| 九 州 | 79       | 27 (34.2)  |
| 沖 縄 | 5        | 3 (60.0)   |

図1 福祉事務所における管内外国人登録者数別外国人相談の有無



の質問に対して、32.7%が「あり」と答えていた。外国人相談ケース「あり」の福祉事務所では38.2%、外国人相談ケース「なし」の福祉事務所では25.1%が「あり」と答えていた。外国語に対応できる職員は、有意 ( $p<0.01$ ) に外国人相談「あり」の福祉事務所のほうが高かった。対応できる外国語の種類は英語72.7%、中国語15.0%、ハンダ語5.5%、ポルトガル語2.3%、タガログ語0.5%、その他4.1%の順であった（複数回答）。

「外国語による福祉事務所に関する案内書がありますか」の質問に対して、6.8%が「あり」と答えていた。外国人相談ケース「あり」の福祉事務所では9.1%、外国人相談ケース「なし」の福祉事務所では3.8%が「あり」と答えていた。外国語の案内書は、有意 ( $p<0.05$ ) に外国人相談「あり」の福祉事務所のほうが高かった。外国語案内の言語の種類は英語35.7%、中国語26.8%、ハンダ語14.3%、ポルトガル語8.9%、タガログ語7.1%、その他7.1%の順であった（複数回答）。

「言葉が通じない外国人ケースの場合どのように対応していますか」の質問に対して、224カ所から回答を得た。最も多かったのが、「来談者が通訳者を同伴する、あるいは同伴してもらう」40.5%であった。次に「福祉事務所から通訳者を依頼する」33.3%、「身振り・手振り、筆談話で対応」17.0%、「テキスト（外国語会話集、手引書等）を使用している」2.2%、「その他の方法」6.9%であった（複数回答）。

### 3. 全国福祉事務所における外国人児童および妊産婦相談件数

#### 1) 児童および妊産婦の相談件数と年次推移（図2）

外国人総相談件数は3,734件、妊産婦1,674件、児童2,060件であった。1988年～92年の5年間で妊産婦、児童とも相談件数が急増していた。

#### 2) 外国人妊産婦相談人数の国籍・年次別推移（表2-1～5）

福祉事務所における外国人妊産婦の国籍は、全地域に及んでいた。出身地の地域別人数では、ア

図2 福祉事務所における児童および妊産婦相談件数の推移（回答数426）

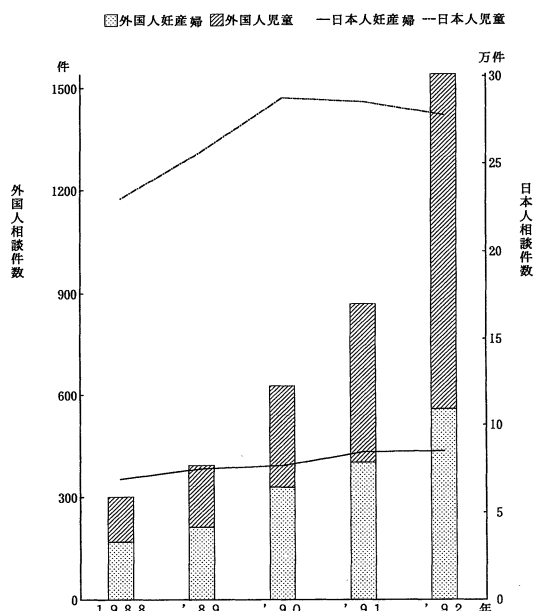


表2-1 福祉事務所における外国人妊産婦相談人数  
の国籍・年次別推移（全国）

| 国籍    | 年次 | 88  | 89  | 90  | 91  | 92  | 合計    |
|-------|----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|
| アジア   |    |     |     |     |     |     |       |
| 韓国・朝鮮 |    | 46  | 52  | 61  | 70  | 139 | 368   |
| 中国    |    | 36  | 47  | 52  | 60  | 97  | 292   |
| フィリピン |    | 32  | 28  | 57  | 58  | 123 | 298   |
| タイ    |    | 0   | 1   | 5   | 9   | 22  | 37    |
| ベトナム  |    | 2   | 3   | 7   | 4   | 8   | 24    |
| その他   |    | 9   | 8   | 15  | 17  | 32  | 81    |
| 合 計   |    | 125 | 139 | 197 | 218 | 421 | 1,100 |
| 南アメリカ |    |     |     |     |     |     |       |
| ブラジル  |    | 7   | 9   | 9   | 20  | 74  | 119   |
| ペルー   |    | 3   | 2   | 2   | 2   | 65  | 74    |
| その他   |    | 1   | 2   | 5   | 3   | 7   | 18    |
| 合 計   |    | 11  | 13  | 16  | 25  | 146 | 211   |
| 北アメリカ |    |     |     |     |     |     |       |
| アメリカ  |    | 0   | 1   | 1   | 7   | 20  | 29    |
| その他   |    | 0   | 0   | 0   | 0   | 3   | 3     |
| 合 計   |    | 0   | 1   | 1   | 7   | 23  | 32    |
| ヨーロッパ |    |     |     |     |     |     |       |
| イギリス  |    | 0   | 0   | 0   | 0   | 1   | 1     |
| その他   |    | 3   | 6   | 1   | 2   | 11  | 23    |
| 合 計   |    | 3   | 6   | 1   | 2   | 12  | 24    |
| アフリカ  |    | 1   | 2   | 3   | 4   | 6   | 16    |
| オセアニア |    | 0   | 0   | 3   | 0   | 0   | 3     |
| その他   |    | 1   | 0   | 2   | 3   | 6   | 12    |
| 国籍不明  |    | 11  | 11  | 20  | 23  | 47  | 112   |
| 日本国籍  |    | 5   | 7   | 21  | 22  | 24  | 79    |
| 総合計   |    | 157 | 179 | 264 | 304 | 685 | 1,589 |

回答数167

表2-2 福祉事務所における外国人妊産婦相談人数  
の国籍・年次別推移（関東）

| 国籍    | 年次 | 88 | 89 | 90 | 91 | 92  | 合計  |
|-------|----|----|----|----|----|-----|-----|
| アジア   |    |    |    |    |    |     |     |
| 韓国・朝鮮 |    | 5  | 12 | 15 | 22 | 70  | 124 |
| 中国    |    | 12 | 17 | 25 | 26 | 43  | 123 |
| フィリピン |    | 13 | 8  | 18 | 17 | 58  | 114 |
| タイ    |    | 0  | 1  | 5  | 7  | 12  | 25  |
| ベトナム  |    | 0  | 0  | 0  | 1  | 1   | 2   |
| その他   |    | 1  | 0  | 1  | 2  | 6   | 10  |
| 合 計   |    | 31 | 38 | 64 | 75 | 190 | 398 |
| 南アメリカ |    |    |    |    |    |     |     |
| ブラジル  |    | 0  | 1  | 2  | 3  | 16  | 22  |
| ペルー   |    | 1  | 0  | 0  | 1  | 50  | 52  |
| その他   |    | 0  | 1  | 3  | 2  | 7   | 13  |
| 合 計   |    | 1  | 2  | 5  | 6  | 73  | 87  |
| 北アメリカ |    |    |    |    |    |     |     |
| アメリカ  |    | 0  | 1  | 1  | 3  | 15  | 20  |
| その他   |    | 0  | 0  | 0  | 0  | 1   | 1   |
| 合 計   |    | 0  | 1  | 1  | 3  | 16  | 21  |
| ヨーロッパ |    |    |    |    |    |     |     |
| イギリス  |    | 0  | 0  | 0  | 0  | 1   | 1   |
| その他   |    | 1  | 0  | 0  | 0  | 9   | 10  |
| 合 計   |    | 1  | 0  | 0  | 0  | 10  | 11  |
| アフリカ  |    | 0  | 0  | 0  | 1  | 1   | 2   |
| オセアニア |    | 0  | 0  | 2  | 0  | 0   | 2   |
| その他   |    | 0  | 0  | 1  | 3  | 2   | 6   |
| 国籍不明  |    | 1  | 1  | 0  | 1  | 16  | 19  |
| 日本国籍  |    | 3  | 4  | 8  | 8  | 11  | 34  |
| 総合計   |    | 37 | 46 | 81 | 97 | 319 | 580 |

回答数52

アジアが1,100人（69.2％）で最も多く、次いで南アメリカ211人（13.3％）であった。外国人妊産婦を国籍（出身地）別にみると、「韓国・朝鮮」,「フィリピン」,「中国」,「ブラジル」,「ペルー」この5カ国で全体の72.6％を占めていた。年次別推移では、世界各地域とも増加傾向を示していたが、アジア、南アメリカが著しい増加傾向を示していた。

対象福祉事務所を地域別にみると、総相談人数の最も多かったのは、関東地方580人で、次に中部地方316人、近畿地方239人であった。関東、中部、近畿の3地方で、全体の71.4％を占めていた。年次別推移では、全国各地域とも増加傾向を示しているが、関東地方、中部地方で著しい増加

傾向を示していた。表では相談人数の多い関東、中部、近畿、九州の4地域だけを示した。

外国人妊産婦の出身地は地域別に特徴がみられた。外国人妊産婦の出身地は、北海道、東北、近畿、中国、四国、九州地方では、アジアにほとんど集中しており全体の約9割を占めていた。中部地方ではアジア51.5％で、「ブラジル」,「ペルー」国籍の南アメリカ出身者が31.3％を占め、また、全国で最も多くなっていた。南アメリカ出身者は、全体の46.9％が中部地方、41.2％が関東に集中しており、この2つの地域で全体の約9割を占めていた。北アメリカ、ヨーロッパ出身の妊産婦は、関東地方に多く、全体の約6割がここに集中していた。

表2-3 福祉事務所における外国人妊産婦相談人数  
の国籍・年次別推移（中部）

| 国籍    | 年次 | 88 | 89 | 90 | 91 | 92  | 合計  |
|-------|----|----|----|----|----|-----|-----|
| アジア   |    |    |    |    |    |     |     |
| 韓国・朝鮮 |    | 7  | 6  | 9  | 7  | 14  | 43  |
| 中国    |    | 4  | 5  | 6  | 7  | 10  | 32  |
| フィリピン |    | 8  | 10 | 13 | 15 | 26  | 72  |
| タイ    |    | 0  | 0  | 0  | 0  | 6   | 6   |
| ベトナム  |    | 0  | 0  | 0  | 0  | 0   | 0   |
| その他   |    | 0  | 0  | 3  | 3  | 4   | 10  |
| 合 計   |    | 19 | 21 | 31 | 32 | 60  | 163 |
| 南アメリカ |    |    |    |    |    |     |     |
| ブラジル  |    | 6  | 8  | 6  | 13 | 47  | 80  |
| ペルー   |    | 2  | 1  | 2  | 1  | 13  | 19  |
| その他   |    | 0  | 0  | 0  | 0  | 0   | 0   |
| 合 計   |    | 8  | 9  | 8  | 14 | 60  | 99  |
| 北アメリカ |    |    |    |    |    |     |     |
| アメリカ  |    | 0  | 0  | 0  | 2  | 2   | 4   |
| その他   |    | 0  | 0  | 0  | 0  | 1   | 1   |
| 合 計   |    | 0  | 0  | 0  | 2  | 3   | 5   |
| ヨーロッパ |    |    |    |    |    |     |     |
| イギリス  |    | 0  | 0  | 0  | 0  | 0   | 0   |
| その他   |    | 1  | 2  | 0  | 0  | 0   | 3   |
| 合 計   |    | 1  | 2  | 0  | 0  | 0   | 3   |
| アフリカ  |    | 0  | 0  | 1  | 0  | 0   | 1   |
| オセアニア |    | 0  | 0  | 0  | 0  | 0   | 0   |
| その他   |    | 1  | 0  | 1  | 0  | 2   | 4   |
| 国籍不明  |    | 2  | 3  | 6  | 7  | 4   | 22  |
| 日本国籍  |    | 1  | 1  | 3  | 6  | 8   | 19  |
| 総合計   |    | 32 | 36 | 50 | 61 | 137 | 316 |

回答数31

表2-4 福祉事務所における外国人妊産婦相談人数  
の国籍・年次別推移（近畿）

| 国籍    | 年次 | 88 | 89 | 90 | 91 | 92 | 合計  |
|-------|----|----|----|----|----|----|-----|
| アジア   |    |    |    |    |    |    |     |
| 韓国・朝鮮 |    | 11 | 13 | 11 | 13 | 18 | 66  |
| 中国    |    | 10 | 11 | 5  | 10 | 20 | 56  |
| フィリピン |    | 0  | 2  | 6  | 4  | 3  | 15  |
| タイ    |    | 0  | 0  | 0  | 1  | 1  | 2   |
| ベトナム  |    | 2  | 3  | 7  | 3  | 4  | 19  |
| その他   |    | 3  | 7  | 6  | 4  | 7  | 27  |
| 合 計   |    | 26 | 36 | 35 | 35 | 53 | 185 |
| 南アメリカ |    |    |    |    |    |    |     |
| ブラジル  |    | 0  | 0  | 0  | 1  | 6  | 7   |
| ペルー   |    | 0  | 0  | 0  | 0  | 1  | 1   |
| その他   |    | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  | 0   |
| 合 計   |    | 0  | 0  | 0  | 1  | 7  | 8   |
| 北アメリカ |    |    |    |    |    |    |     |
| アメリカ  |    | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  | 0   |
| その他   |    | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  | 0   |
| 合 計   |    | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  | 0   |
| ヨーロッパ |    |    |    |    |    |    |     |
| イギリス  |    | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  | 0   |
| その他   |    | 1  | 4  | 1  | 0  | 1  | 7   |
| 合 計   |    | 1  | 4  | 1  | 0  | 1  | 7   |
| アフリカ  |    | 1  | 2  | 1  | 0  | 2  | 6   |
| オセアニア |    | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  | 0   |
| その他   |    | 0  | 0  | 0  | 0  | 1  | 1   |
| 国籍不明  |    | 2  | 0  | 7  | 5  | 4  | 18  |
| 日本国籍  |    | 0  | 0  | 6  | 6  | 2  | 14  |
| 総合計   |    | 30 | 42 | 50 | 47 | 70 | 239 |

回答数28

3) 外国人妊産婦相談ケースの在留資格・年次別推移（表3）

最も多かった在留資格は「日本人の配偶者等」519人（35.2%）で、「留学・就学」376人（25.5%）、「永住者」166人（11.2%）となっていた。この3つの在留資格で全体の71.9%を占めていた。顕著な増加を示している在留資格は「日本人の配偶者等」で、88年から92年で5.6倍の増加となっていた。「留学・就学」は、3.1倍の増加となっていた。「永住者」は88年30人から92年43人と、それ程の増加はみられなかった。

対象福祉事務所を地域別にみると、近畿地方、沖縄地方を除く、すべての地方で「日本人の配偶者等」の増加傾向がみられた。特に著しいのは、

関東、中部地方であった。「日本人の配偶者等」は、関東202人（38.9%）、中部129人（24.9%）、東北62人（11.9%）地方の順に多く、この3地方で全体の75.7%を占めていた。「留学・就学」は、関東142人（37.8%）、九州122人（32.4%）、近畿79人（21.0%）の順に多くこの3地方で全体の91.2%を占めていた。

4) 外国人児童相談人数の国籍・年次別推移（表4）

福祉事務所における外国人児童の国籍は、全地域に及んでいた。1988年～92年の5年間の総相談人数は2,728人であった。国籍の地域別人数では、アジアが1,599人（58.6%）で最も多く、南アメリカ432人（15.8%）、北アメリカ191人（7.0%）

表2-5 福祉事務所における外国人妊産婦相談人数の国籍・年次別推移（九州）

| 国籍    | 年次 | 88 | 89 | 90 | 91 | 92  | 合計 |
|-------|----|----|----|----|----|-----|----|
| アジア   |    |    |    |    |    |     |    |
| 韓国・朝鮮 | 9  | 12 | 9  | 12 | 10 | 52  |    |
| 中国    | 8  | 12 | 12 | 8  | 17 | 57  |    |
| フィリピン | 3  | 3  | 8  | 7  | 9  | 30  |    |
| タイ    | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  | 0   |    |
| ベトナム  | 0  | 0  | 0  | 0  | 3  | 3   |    |
| その他   | 4  | 0  | 4  | 3  | 6  | 17  |    |
| 合 計   | 24 | 27 | 33 | 30 | 45 | 159 |    |
| 南アメリカ |    |    |    |    |    |     |    |
| ブラジル  | 0  | 0  | 0  | 0  | 1  | 1   |    |
| ペルー   | 0  | 1  | 0  | 0  | 1  | 2   |    |
| その他   | 1  | 0  | 1  | 0  | 0  | 2   |    |
| 合 計   | 1  | 1  | 1  | 0  | 2  | 5   |    |
| 北アメリカ |    |    |    |    |    |     |    |
| アメリカ  | 0  | 0  | 0  | 1  | 2  | 3   |    |
| その他   | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  | 0   |    |
| 合 計   | 0  | 0  | 0  | 1  | 2  | 3   |    |
| ヨーロッパ |    |    |    |    |    |     |    |
| イギリス  | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  | 0   |    |
| その他   | 0  | 0  | 0  | 2  | 0  | 2   |    |
| 合 計   | 0  | 0  | 0  | 2  | 0  | 2   |    |
| アフリカ  | 0  | 0  | 1  | 2  | 2  | 5   |    |
| オセアニア | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  | 0   |    |
| その他   | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  | 0   |    |
| 国籍不明  | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  | 0   |    |
| 日本国籍  | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  | 0   |    |
| 総合計   | 25 | 28 | 35 | 35 | 51 | 174 |    |

回答数16

であった。

外国人児童を国籍別にみると、「韓国・朝鮮」1,089人（39.9%）,「日本国籍」（相談に来た母親（父親）が外国人,夫（妻）が日本人で児が日本国籍を取得している場合）418人（15.3%）,「中国」302人（11.1%）,「ペルー」225人（8.2%）,「ブラジル」194人（7.1%）,「アメリカ」187人（6.9%）,「フィリピン」131人（4.8%）であった。年次別推移では,世界各地域とも増加傾向を示していたが,特に「ブラジル」,「ペルー」,「フィリピン」が急増していた。

外国人児童の国籍は,東北,近畿,中国,九州地方では,全体の約8割がアジアであった。中部地方ではアジア51.4%で,ブラジル,ペルー国籍

表 3 全国福祉事務所における外国人妊産婦相談ケースの在留資格年次別推移

| 在留資格     | 年次  | 88  | 89  | 90  | 91  | 92    | 合計 |
|----------|-----|-----|-----|-----|-----|-------|----|
| 日本人の配偶者等 | 46  | 48  | 97  | 95  | 233 | 519   |    |
| 短期滞在     | 2   | 1   | 1   | 3   | 11  | 18    |    |
| 興行       | 0   | 0   | 0   | 0   | 1   | 1     |    |
| 留学・就学    | 43  | 58  | 63  | 77  | 135 | 376   |    |
| 永住者      | 30  | 31  | 30  | 32  | 43  | 166   |    |
| 「不法在留」   | 1   | 5   | 5   | 4   | 14  | 29    |    |
| その他      | 9   | 17  | 40  | 22  | 45  | 133   |    |
| 不明       | 34  | 32  | 32  | 44  | 92  | 234   |    |
| 合 計      | 165 | 192 | 268 | 277 | 574 | 1,476 |    |

回答数159

表 4 全国福祉事務所における外国人児童相談人数の国籍・年次別推移

| 国籍    | 年次  | 88  | 89  | 90  | 91    | 92    | 合計 |
|-------|-----|-----|-----|-----|-------|-------|----|
| アジア   |     |     |     |     |       |       |    |
| 韓国・朝鮮 | 123 | 236 | 235 | 215 | 280   | 1,089 |    |
| 中国    | 23  | 34  | 43  | 77  | 125   | 302   |    |
| フィリピン | 3   | 8   | 22  | 34  | 64    | 131   |    |
| タイ    | 0   | 0   | 1   | 2   | 5     | 8     |    |
| ベトナム  | 6   | 7   | 7   | 12  | 20    | 52    |    |
| その他   | 1   | 2   | 1   | 4   | 9     | 17    |    |
| 合 計   | 156 | 287 | 309 | 344 | 503   | 1,599 |    |
| 南アメリカ |     |     |     |     |       |       |    |
| ブラジル  | 5   | 7   | 12  | 33  | 137   | 194   |    |
| ペルー   | 0   | 2   | 0   | 7   | 216   | 225   |    |
| その他   | 0   | 1   | 1   | 3   | 8     | 13    |    |
| 合 計   | 5   | 10  | 13  | 43  | 361   | 432   |    |
| 北アメリカ |     |     |     |     |       |       |    |
| アメリカ  | 25  | 29  | 28  | 36  | 69    | 187   |    |
| その他   | 0   | 0   | 0   | 0   | 4     | 4     |    |
| 合 計   | 25  | 29  | 28  | 36  | 73    | 191   |    |
| ヨーロッパ |     |     |     |     |       |       |    |
| イギリス  | 0   | 3   | 2   | 0   | 3     | 8     |    |
| その他   | 3   | 5   | 3   | 4   | 13    | 28    |    |
| 合 計   | 3   | 8   | 5   | 4   | 16    | 36    |    |
| アフリカ  | 0   | 0   | 0   | 0   | 3     | 3     |    |
| オセアニア | 0   | 0   | 0   | 1   | 0     | 1     |    |
| その他   | 1   | 0   | 0   | 0   | 7     | 8     |    |
| 国籍不明  | 6   | 6   | 11  | 6   | 11    | 40    |    |
| 日本国籍  | 38  | 44  | 73  | 97  | 166   | 418   |    |
| 総合計   | 234 | 384 | 439 | 531 | 1,140 | 2,728 |    |

回答数152

が38.6%を占めていた。ブラジル、ペルー等の国籍を持つ児童は、関東289人（全体の66.9%）、近畿61人（14.1%）、中部54人（12.5%）、九州17人（3.9%）で、この4地域で全体の97.4%を占めていた。北アメリカ、ヨーロッパ地域の児童は、関東地方に多く、全体の約8割がここに集中していた。「日本国籍」を持つ児童は、関東地方が最も多く205人（49.0%）、次いで中部79人（18.9%）、四国55人（13.2%）であった。また、この5年で数倍に増加していた。

5) 外国人児童相談ケースの在留資格・年次別推移

最も多かった在留資格は「永住者」604人（41.6%）で、次に「日本人の子」505人（34.8%）、「その他」144人（9.9%）、「短期滞在」70人（4.8%）、「オーバースティ」30人（2.1%）、不明100（6.8%）となっていた。「日本人の子」と「永住者」の在留資格で全体の76.4%を占めていた。顕著な増加を示している在留資格は「日本人の子」で、88年23人から92年317人へと、13.8倍の増加となっている。対象福祉事務所を地域別にみると、近畿地方、沖縄地方を除く、すべての地方で「日本人の子」の増加傾向がみられた。特に著しいのは、関東、中部地方であった。「日本人の子」は、関東311人（61.6%）、中部95人（18.8%）、この2地方で全体の80.4%を占めており、この地方では「永住者」よりも多くなっていた。

6) 外国人児童相談ケース年齢・年次別推移（表5）

3歳未満の乳幼児が約5割を占め、5歳未満で約7割を占めていた。88年から5歳未満の乳幼児が顕著な増加傾向を示し、88年86人から、92年

| 表5 全国福祉事務所における外国人児童相談ケースの年齢別年次別推移 |    |     |     |     |     |     |       |
|-----------------------------------|----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|
| 年齢                                | 年次 | 88  | 89  | 90  | 91  | 92  | 合計    |
| 0歳                                |    | 40  | 42  | 61  | 71  | 226 | 440   |
| 1歳以上                              |    | 24  | 49  | 83  | 91  | 289 | 536   |
| 3歳以上                              |    | 22  | 30  | 58  | 84  | 154 | 348   |
| 5歳以上                              |    | 11  | 18  | 25  | 17  | 50  | 121   |
| 7歳以上                              |    | 26  | 33  | 37  | 55  | 166 | 317   |
| 15歳から18歳                          |    | 17  | 24  | 24  | 35  | 80  | 180   |
| 合計                                |    | 140 | 196 | 288 | 353 | 965 | 1,942 |

回答数129

669人と7.7倍に増加していた。対象福祉事務所を地域別にみると、特に著しいのは関東、中部地方であった。

7) 外国人児童および妊産婦ケースの相談内容・問題の年次別推移（表6）

相談内容・問題の内容は、「子どもの身体的問題」675件（19.8%）が最も多く、次に「母親の身体的問題」586件（17.2%）、「出産費用の問題」501件（14.7%）、「子どもの心理的問題」330件（9.7%）、「母親の心理的問題」221件（6.5%）であった。相談内容・問題の総件数の年次別推移では、88年315件から、92年1,317件と4.2倍に増加していた。

8) 外国人の母子保健・福祉上の援助における諸制度の適用と年次推移（表7）

5年間の保健・福祉制度の総適用件数は68,356件（複数回答）であった。生活保護法に関する適用54,174件が最も多く、母子保健法に関連した制度の適用9,426件、児童福祉法に関連した制度の適用4,756件であった。母子保健法に関連した制度の適用で最も多かったのは「母子手帳の交付」4,960件で、次に「乳幼児の健康診査」1,471件、「妊産婦および乳幼児の保健指導」1,414件であった。児童福祉法に関連した制度の適用で最も多かったのは「保育所の入所」4,210件で、次に「助

| 表6 全国福祉事務所における外国人児童および妊産婦相談ケース相談内容 |    |     |     |     |     |       |       |  |
|------------------------------------|----|-----|-----|-----|-----|-------|-------|--|
| 相談内容                               | 年次 | 88  | 89  | 90  | 91  | 92    | 合計    |  |
| 出産費用問題                             |    | 58  | 81  | 104 | 118 | 140   | 501   |  |
| 養育費用                               |    | 5   | 7   | 8   | 10  | 20    | 50    |  |
| 医療費                                |    | 4   | 5   | 8   | 6   | 24    | 47    |  |
| 生活費用                               |    | 2   | 5   | 16  | 23  | 41    | 87    |  |
| 母親の身体的問題                           |    | 70  | 74  | 97  | 108 | 237   | 586   |  |
| 母親の心理的問題                           |    | 18  | 27  | 47  | 48  | 81    | 221   |  |
| 子どもの身体的問題                          |    | 64  | 80  | 132 | 150 | 249   | 675   |  |
| 子どもの心理的問題                          |    | 33  | 48  | 66  | 69  | 114   | 330   |  |
| 離婚問題                               |    | 5   | 19  | 4   | 19  | 21    | 68    |  |
| ビザ等の身分保障                           |    | 3   | 5   | 9   | 6   | 19    | 42    |  |
| 住宅問題                               |    | 4   | 4   | 7   | 11  | 16    | 42    |  |
| 就業問題                               |    | 1   | 5   | 29  | 41  | 53    | 129   |  |
| 人権問題                               |    | 0   | 0   | 0   | 2   | 5     | 7     |  |
| その他                                |    | 48  | 72  | 91  | 116 | 297   | 624   |  |
| 合計                                 |    | 315 | 432 | 618 | 727 | 1,317 | 3,409 |  |

回答数197

表7 在日外国人への母子保健・福祉制度適用件数の年次推移

| 制 度            | 年 次 | 88     | 89     | 90     | 91     | 92     | 合計     |
|----------------|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 生活保護法          |     |        |        |        |        |        |        |
| 医療扶助           |     | 3,081  | 2,996  | 3,003  | 3,617  | 3,406  | 16,103 |
| 出産扶助           |     | 13     | 11     | 16     | 10     | 13     | 63     |
| 教育扶助           |     | 722    | 666    | 597    | 667    | 457    | 3,109  |
| 生活扶助           |     | 3,749  | 3,627  | 3,402  | 3,973  | 3,664  | 18,415 |
| 住宅扶助           |     | 3,145  | 3,107  | 2,944  | 3,403  | 3,053  | 15,652 |
| その他            |     | 52     | 113    | 111    | 293    | 263    | 832    |
| 合 計            |     | 10,762 | 10,520 | 10,073 | 11,963 | 10,856 | 54,174 |
| 児童福祉法          |     |        |        |        |        |        |        |
| 育成医療           |     | 0      | 0      | 0      | 0      | 8      | 8      |
| 助産施設の利用        |     | 66     | 70     | 78     | 106    | 124    | 444    |
| 母子寮の入寮         |     | 7      | 5      | 4      | 5      | 12     | 33     |
| 保育所の入所         |     | 220    | 342    | 691    | 1,025  | 1,932  | 4,210  |
| 乳児院の入院         |     | 1      | 0      | 0      | 0      | 6      | 7      |
| その他            |     | 2      | 7      | 7      | 16     | 22     | 54     |
| 合 計            |     | 296    | 424    | 780    | 1,152  | 2,104  | 4,756  |
| 母子保健法          |     |        |        |        |        |        |        |
| 妊産婦および乳幼児の保健指導 |     | 117    | 144    | 208    | 318    | 627    | 1,414  |
| 新生児の訪問指導       |     | 39     | 41     | 61     | 84     | 172    | 397    |
| 乳幼児の健康診査       |     | 101    | 142    | 194    | 341    | 693    | 1,471  |
| 妊産婦の健康診査       |     | 28     | 31     | 63     | 113    | 188    | 423    |
| 栄養摂取に関する援助     |     | 44     | 46     | 61     | 62     | 99     | 312    |
| 母子手帳の交付        |     | 812    | 857    | 838    | 1,091  | 1,362  | 4,960  |
| 妊産婦の訪問指導       |     | 38     | 37     | 65     | 84     | 141    | 365    |
| 未熟児の訪問指導       |     | 0      | 28     | 5      | 0      | 25     | 58     |
| 未熟児養育医療の給付     |     | 0      | 1      | 1      | 2      | 10     | 14     |
| その他            |     | 0      | 1      | 0      | 6      | 5      | 12     |
| 合 計            |     | 1,179  | 1,328  | 1,496  | 2,101  | 3,322  | 9,426  |
| 総 合 計          |     | 12,237 | 12,272 | 12,349 | 15,216 | 16,282 | 68,356 |

回答数293

産施設の入所」444件であった。年次推移をみると生活保護法に関連した制度の適用件数は、5年間でほとんど変わっていない。しかし、児童福祉法に関連した制度の適用は、88年から92年まで、7.1倍に急増していた。具体的に適用した制度の内容として、「保育所の入所」、「助産施設の利用」が著しく増加していた。母子保健法に関連した制度の適用は、「母子手帳の交付」、「乳幼児の健康診査」、「妊産婦および乳幼児の保健指導」、「妊産婦の健康診査」、「新生児の訪問指導」、「妊産婦の訪問指導」等が急増していた。

Ⅳ 考 察

1. 分析対象となった福祉事務所

本調査には全国から、回答がよせられたが、都道府県別では顕著な回収率の違いがみられた。本研究の目的は主にアンケート方式による、調査時点での福祉事務所における外国人の対応の実態の把握と、過去5年間の外国人相談件数の集計の2つにあった。そのため前者のみであれば、質問項目も15項目と比較的少なく回答しやすいものであったと考えられるが、後者においては、調査票の解析項目は481項目となり、これらに回答するには、各福祉事務所において過去の実績台帳およびその他の資料から、細かくひろわなければなら



ず、各福祉事務所にとってかなりの負担となったことが十分予測される。本研究は、本邦で初めて行われた調査であり、ほとんどの福祉事務所が、初めての外国人統計の作成であった。特に、外国人相談ケースの多い福祉事務所では、すべてに回答するには膨大な作業となり、極めて困難といえる。それらの事から、外国人登録者が多い関東、近畿地方の都市、政令都市などからは、比較的に回収率が低くなっていたが、外国人相談ケースの少ない県の郡部などからは、70%を超え高率となっていた。回答のあった福祉事務所のうち、約半数以上が過去5年間の統計表に回答をよせていた。これらのことからして、回収率が46.1%は決して低いとはいえないであろう。各福祉事務所の数値は部分的であったところが多かったが、記入されたすべての数値を項目別に集計し、全国規模での各地方における特徴と年次推移の傾向を検討した。得られた数値がすべて完全であるとはいえない、しかし全体的な傾向は今回の調査で把握でき、全国規模での福祉事務所における外国人児童および妊産婦相談件数の概要はつかめたといえるであろう。

## 2. 福祉事務所における外国人児童および妊産婦への対応

対象福祉事務所の半数以上が、外国人児童および妊産婦の相談を受けたことがあり、管内の外国人登録者が多くなると、それにほぼ比例して相談を受けたことのある割合も高くなっている。外国人登録者が多い政令都市地域では、約9割の福祉事務所が、外国人の相談ケースを経験している。その対応について、ことばの問題や対応で困ったことのある福祉事務所は約6割にみられた。しかし、外国語に対応できる職員は全体の約3割で、福祉事務所の案内書がある所は1割に満たなかった。ただし、外国人の相談ケースのあった福祉事務所では、外国人相談ケースのなかった所よりも、外国語に対応できる職員、外国語の案内書も多くなっており、対策がとられていることがうかがえる。また、福祉事務所から、相談者に対して通訳者を依頼することができる所は約3割で、多くは相談者が知人、友人、家族など日本語のわかる人を同伴して来ている。テキスト（外国語会話集、手引書等）を使用している所はごくわずかであった。外国語に対応できる職員の中では、英語

に対応できる職員が最も多く大半を占めていたが、実際に現場を訪れている外国人は、アジア、南米地域出身地が最も多くなっていることを考えると、それらの言語に対応できる職員、特にポルトガル語（ブラジル）、タガログ語（フィリピン）への対応は、今後の検討課題といえるであろう。

## 3. 外国人児童および妊産婦相談件数にみる国際化の現状

福祉事務所における外国人児童および妊産婦相談件数は、1988年から92年の5年間で、確実に増加していた。特に児童の相談件数は急激に増加している。外国人児童および妊産婦の国籍（出身地）は全世界的地域にまたがり、「福祉事務所の国際化」が進んでいる。特に、南米、アジアからの出身者が、急増している。これは、近年、日本において、激増していた外国人登録者の国籍（出身地）と一致している<sup>1)</sup>。また、国内において、関東、中部地方に外国人登録者が著しく集中して増加していたが、本調査においても、関東、中部地方の福祉事務所に外国人児童および妊産婦相談件数が、急増していた。

外国人妊産婦の在留資格は「日本人の配偶者等」が最も多かったが、この資格には、主に、日本人と結婚をしたことによって在留資格を得た配偶者の場合と、日本人の子として出生した者の場合がある<sup>12)</sup>。前者では近年、日本人男性と結婚したアジア地域出身の女性が急増し、後者は1990年以降、激増したブラジル、ペルー出身地の日系人がそのほとんどを占める。よって、東北、中国、四国、九州地方などの「日本人の配偶者等」の増加は、国際結婚によって在留資格を得た、いわゆる「外国人花嫁」の相談ケースの増加と考えられる。中部地方ではブラジル、ペルー国籍の「日本人の配偶者等」が多くを占めている。また、全国福祉事務所において「日本国籍」の児童が急増していることも、注目すべきことであろう。関東地域においては国際化がめざましく、さまざまな国籍（出身地）の者が増加している。近畿地方においては従来からの在日韓国・朝鮮人の「特別永住者」（そのほとんどが在日韓国・朝鮮人の2,3世）が多く、「永住者」が約9割を占めている地域である<sup>1)</sup>。近年の外国人登録者の増加率もわずかである。本調査でも「日本人の配偶者等」は増加していなかった。「韓国・朝鮮」国籍（出身地）の児

童および妊産婦のケース人数の全体に占める割合は多いものの、5年間で増加しておらず、横ばいである。

福祉事務所に相談に訪れた外国人児童の年齢は、約半数が3歳未満であり、5歳未満の乳幼児が7割をしめていた。これは、1980年代後半以降、「日本人の配偶者等」で来日した者が、日本で児を出生したと考えられる。人口動態統計の分析によっても、「ニューカマー」の5歳未満の乳幼児が急増していた<sup>9)</sup>。

外国人の母子保健・福祉上の援助における諸制度の適用と年次推移では、全国5年間の総数として、生活保護法の適用件数が最も多かったが、その件数はほとんど変わっていない。福祉事務所ではその特質上、生活保護法に関する制度の適用件数は、かなり厳格に把握していると考えられる。「母子保健法」、「児童福祉法」に関連した制度の適用には、母子保健センター、保健所、児童相談所など他の関連部署からの協力もみられた。「母子保健法」、「児童福祉法」に関する制度の適用件数は、外国人相談件数の増加とともに急激に増加している。

以上、全国福祉事務所における、外国人児童および妊産婦の基本統計作成によって、近年、地域社会における福祉・保健の現場で、「ニューカマー」の外国人児童および妊産婦が、急増していることが明らかとなった。今後、ますます在日外国人の母子保健・福祉・医療は、本邦における重要課題となっていくであろう。

## V 結 語

全国福祉事務所562カ所における、外国人児童および妊産婦への対応の実態調査および、外国人相談件数（1988年から92年）の作成によって以下の事が、明らかとなった。

1. 対象福祉事務所の約半数が、外国人児童および妊産婦から相談を受けたことがあり、約6割の福祉事務所が、その対応やことばの問題で困ったことがあると回答していた。
2. 郡部と市部別の福祉事務所では、市部の福祉事務所に外国人相談ケースの割合が高く、管内外国人登録者が増えるにつれ、外国人相談ケースの割合が高くなっていた。政令指定都市地域の福祉事務所では、約9割が相談を受けたことがあっ

た。

3. 福祉事務所における、外国語に対応できる職員は全体の約3割、外国語の案内書があるのは1割にみたなかった。外国語に対応できる職員の言語は、英語が大半を占めていた。言葉の通じない外国人来談者に対して、通訳者を依頼できる福祉事務所は、約3割であった。

4. 福祉事務所における外国人児童および妊産婦相談ケースの国籍（出身地）は、全世界的地域にみられたが、南米およびアジアからの相談ケースが関東、中部地方に著しく急増していた。在留資格では、「日本人の配偶者等」の在留資格を持つ、妊産婦が急増していた。児童の年齢は乳幼児が大半を占めていた。

5. 「児童福祉法」、「母子保健法」に関する制度の適用件数が急増していた。

本研究における実態調査において、御多忙な中、膨大な資料の作成に御協力をいただきました全国福祉事務所長をはじめ、職員の皆様に心より深く感謝いたします。統計分析にあたっては、昭和大学医学部公衆衛生学教室の星山佳治先生に貴重な御意見、御指導を頂きました。

（受付 '95. 3.17）  
（採用 '96. 3.19）

## 文 献

- 1) 平成5年版在留外国人統計。入管協会、1993。
- 2) 厚生省大臣官房統計情報部編。平成4年人口動態統計。厚生省統計協会、1994。
- 3) 総務庁行政監察局。国際化時代外国人をめぐる行政の現状と課題。総務庁行政監察局の実態調査結果。東京：大蔵省印刷局、1992。
- 4) 高藤昭和。外国人労働者とわが国の社会保障法制。社会保障研究所編。外国人労働者と社会保障。東京：東京大学出版会、1991年；3-18。
- 5) 仲尾唯治。国際化に伴う都市の保健・医療問題と社会病理。日本保健・医療社会学会。佐久間 淳，園田恭一，編。都市化・国際化と保健・医療の課題。都市生活の健康と福祉の充実をめざして。東京：稲垣出版、1991；53-65。
- 6) 李 節子。「内なる国際化社会」の現状と母子保健・医療の課題。助産婦雑誌 1994；48：623-634。
- 7) 日本母性保護協会編。国際化時代の周産期管理。東京：1993。
- 8) 伊藤博之。外国人への対応と医療行政。ペリネイタルケア 1993；12：609-614。

- 9) 李 節子, 日暮 眞. 本邦における母子保健の国際化の現状と課題—国際人流に関する統計および人口動態統計に分析より—. 小児保健研究 1994; 53: 801-819.
- 10) 李 節子. 在日外国人母子保健研究の動向. 小児保健研究 1994; 53: 79-86.
- 11) 厚生省社会局庶務課監修. 全国福祉事務所便覧 91. 全国社会福祉協議会, 1991.
- 12) 法務省入国管理局監修, 入管協会編. 外国人の在留案内—外国人の在留資格案内—. 東京: 日本加除出版, 1990.

## CURRENT STATUS OF THE USE OF WELFARE CENTERS JAPAN BY FOREIGN CHILDREN AND PREGNANT WOMEN LIVING IN JAPAN

Setsuko LEE\*, Makoto HIGURASHI<sup>2\*</sup>

**Key words:** Foreigner, Children, Pregnant women, Welfare Center

This survey was conducted to determine how Welfare Centers throughout Japan were addressing the health care and welfare issues of foreign children and pregnant women living in Japan, and to analyze statistics (1988-1992) on the number of consultations by foreigners living in Japan.

Questionnaires were mailed to 1220 Welfare Centers throughout Japan in mid August 1993, and responses from 562 centers were received. The survey conducted among these centers revealed the following information:

- 1) About half of the Welfare Centers responding had had consultations with foreign children and pregnant women, and about 60% of them had encountered difficulties, including language problems.
- 2) Comparison of rural and urban areas revealed that a higher percentage of Welfare Centers in the urban areas had had foreigners as clients. Welfare Centers were more likely to be accessed by foreigners when there was a large foreign population in the area under their domain. About 90% of the Welfare Centers in large cities had been consulted by foreigners.
- 3) Only about 30% of the Welfare Centers responding had employees who were competent in foreign languages, and guidebooks in foreign languages were available at less than 10% of the Welfare Centers. In most of the Welfare Centers that had staff competent in a foreign language, the language of competency was English. About 30% of the Welfare Centers responded that they could obtain the service of interpreters when they were consulted by foreigners who spoke languages which they could not understand.
- 4) The responding Welfare Centers were found to have had consultations by foreign children and pregnant women from all over the world. Consultations by South American and Asian nationals were found to be increasing rapidly. With respect to visa status, an increase was noted in the number of people who had married Japanese spouses. As to the age of children, the majority of those seen at Welfare Centers were infants.
- 5) There was an increased number of cases related to application of the Child Welfare Law, and the Maternal and Child Health Law.

---

\* Tokyo Women's Medical College of Nursing

<sup>2\*</sup> Division of Child Health Department of Juvenile Education, Tokyo Kasei University